

第 1 章 基本的事項

1 策定の趣旨

愛媛県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定しました。その後、環境行政を取り巻く情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成22年2月に「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に掲げた「えひめ環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、施策の展開に努めてきました。

第一次計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間に取り組むべき施策の方向性を示しており、平成26年度末で計画期間が終了しました。このため、第一次計画における取組を継承しつつ、現在の環境行政を巡る社会経済情勢を踏まえ、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、新たに「第二次えひめ環境基本計画」として策定するものです。

2 計画の性格と役割

(1) 環境の保全に関する基本的な計画

この計画は、「愛媛県環境基本条例」（以下「条例」という。）第10条に規定する「環境の保全に関する基本的な計画」に位置付けており、条例に示された基本理念を踏まえ、愛媛県が目指すべき将来像を示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体の役割などを示します。

愛媛県環境基本条例（抜粋）

（環境の保全に関する基本的な計画）

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 他の計画との関係

この計画は、県政運営の基本方向を示す「第六次愛媛県長期計画『愛媛の未来づくりプラン』』として、平成23年9月に策定した概ね10年後の目指すべき将来像を示した「長期ビジョン」と平成27年5月に策定した当面4年間の政策の方向性を示した「第2期アクションプログラム」について、その推進に関する環境分野の基本計画としても位置付けられるものです。

したがって、「愛媛県地球温暖化防止実行計画」や「えひめ循環型社会推進計画」、「生物多様性えひめ戦略」など、本県の環境に関する個別の計画等は、この計画が示す基本的な方向に沿って策定、推進することとしています。

また、県政の各分野の個別の計画等において、環境の視点を盛り込むにあたっては、この計画との整合に留意するとともに、相互に連携し、環境の保全に向けて一体となって施策を推進します。

(3) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画

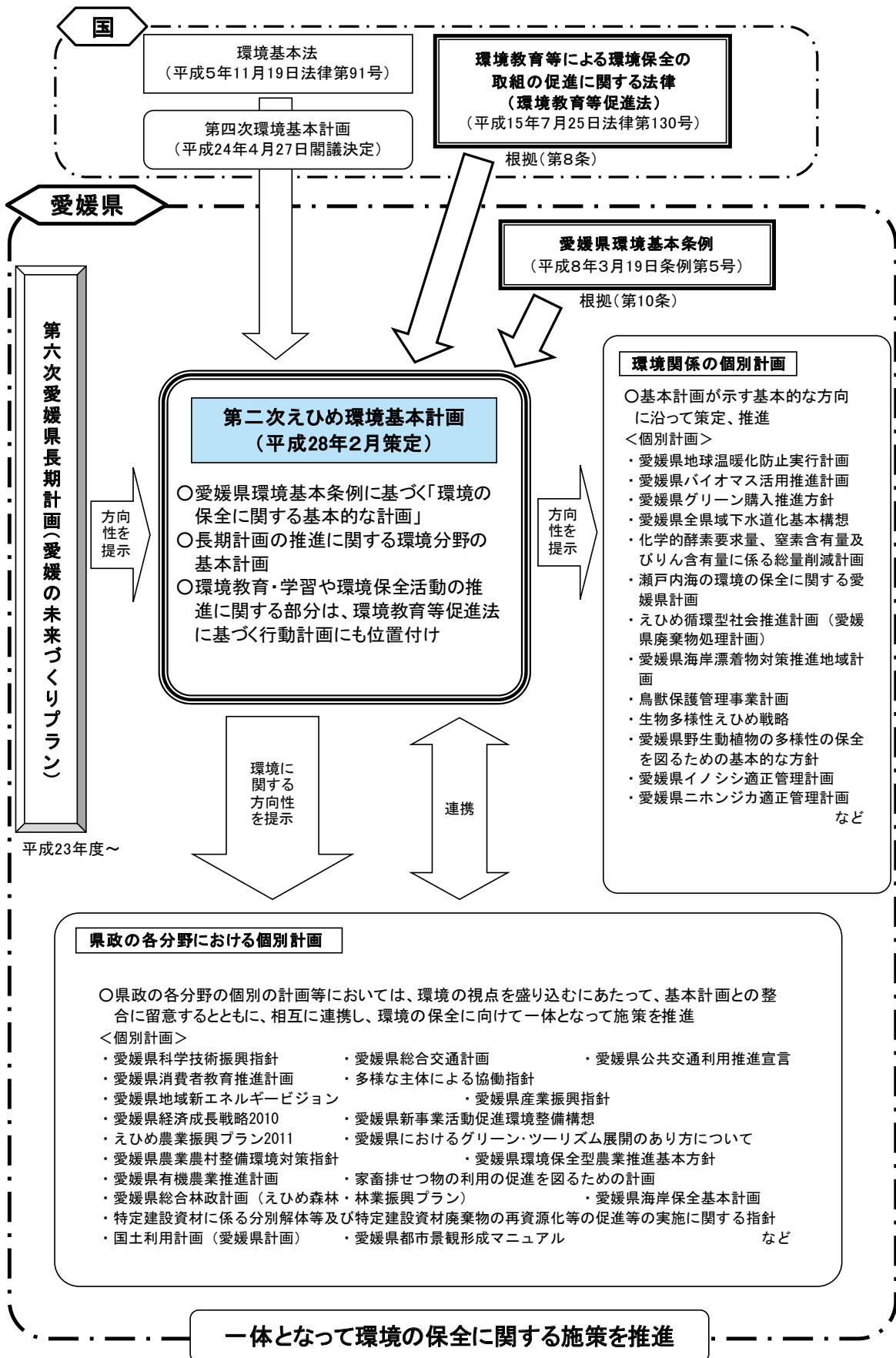
この計画のうち、環境教育・学習や環境保全活動の推進に関する部分は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条の規定に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」としても位置付けるものです。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

第二次えひめ環境基本計画と他の計画等との関連図



3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象とします。

なお、計画期間中においても、環境の状況や社会経済情勢等の変化などに対応する必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。

4 計画の構成

第2章「環境の現状と課題」においては、近年の環境を巡る動きや第一次計画の総括、県民の環境意識の現状を踏まえ、現在の愛媛の環境を取り巻く課題を整理しています。

そのうえで、第3章「計画の方向性」において、目指すべき将来像や基本目標、基本方針等を定め、第4章「施策の展開」において、基本方針に沿った取組の方向性を示しています。

そして、第5章「計画の推進」では、計画の推進体制や計画を推進していくうえでの県民、事業者、環境活動団体、行政の役割、計画の進行管理について定めています。